

重点テーマ：2019年統一地方選を控え、地域でのヘイト・極右やその議員・候補との闘いをしっかり考えよう！

◎進行役&パネラー1：「問題意識提起と全般的報告」・・・門真市議の戸田

◎パネラー2：「大阪市のヘイトスピーチ対策条例施行後の事態と運動状況」・・・在間秀和弁護士（大阪市内でヘイトスピーチ対処条例を活用した反ヘイト運動を弁護士として共同）

◎パネラー3：「兵庫や京都、川崎市でのヘイト・反ヘイト運動双方の動向」・・・西宮市の井上さん

（従軍慰安婦問題支援・反ヘイト運動を継続）

◎パネラー4：「選挙に絡んだヘイト極右の動向や人脈など」・・・「ヘイト・維新ハンター」の岸和田市の「たかひら正明」さん。

（戸田レジュメの問題意識）

A：これまでは「著名ヘイトの落選運動」はほぼ成功してきたが、在特会直系の「日本第一党」推薦で、極悪ヘイト常習者の「鈴木信行」が11月に「葛飾区議会議員」に楽々当選！

「勝因」は、「外国人の生活保護に1200億円！これっておかしくないですか?!」という「(排外的デマの)一点突破的な集中宣伝」だった。

B：この「ヘイト当選の必勝法」は、全国に拡大する事間違いない！

2018年10月の川西市議選での中曽千鶴子などや、2019年統一地方選での各地ヘイトが勢いづく。

大阪では枚方サイトクの川東が「市議選で外国人生活保護デマ宣伝をやった先駆者」であり、統一地方選「3度目の挑戦」で当選狙うこと必定。

C：こういう「ヘイト当選必勝作戦」に対して、反ヘイト側が無自覚無対応では、自治体議員選挙でヤツらを勝たせてしまうし、自分らに落選危機が出てくる！

「選挙本番や選挙間際」では、議員も支援者も自分達の選挙で手一杯で、「ヘイト候補落選闘争」など、実際には出来ない。

D：そういう危機意識・問題意識を持って、複数の報告者から、「ヘイト問題での全国・関西の動き」、「ヘイトや極右が議員になっている・いた所の実害報告」（吹田市・箕面市・茨木市・宝塚市、等々）などを報告してもらい、実践的な論議を深めたい。

【1：「ヘイトスピーチ解消法」施行以前のヘイト行動と反ヘイトの動き】

2007年：2008年：「在特会」結成と行動。ネトウヨ増大。サイトク共が街頭に出て差別宣伝や襲撃行動（主として関東）

2009年：●カルデロン差別デモ、京都で関西初のヘイトデモ、<9月政権交代→民主党政権へ→2012年12月退陣>

12月：●京都朝鮮学校襲撃事件 従軍慰安婦問題ほか市民集会宣伝への妨害襲撃多数

2010年：●京都朝鮮学校襲撃デモ、3月：●生駒市議会襲撃事件、4月：●戸田への襲撃事件、●徳島県教組事務所襲撃

★2月の連帯ユニオン議員ネット大会で在特会らへの糾弾決議（議員団体として初）

★反ヘイトの「カウンター運動」が各地で多様に活動して効果を上げていく。

「排外主義を許さない5/30 関西集会・デモ」に2000人の大結集！

2011年：4月市議選で戸田が門真市議復活（連帯労組弾圧有罪で2009年から2年間議員失職していた）

▲5/31にサイトク中曽千鶴子の不当告訴と兵庫県警結託による強制押収弾圧！（反サイトク闘士議員への弾圧）

★戸田が門真市で「自治体の行政施策として反サイトク人権施策を確立させる活動」を9月議会以降どんどん進めていき、「住民の安全と尊厳を守る行政責務の論理」を確立して、2013年議会答弁で確定させた！

（毎年の職員研修での反ヘイト研修と「反ヘイトの所管部署」の指定～人権女性政策課に）

2012年：★連帯ユニオン議員ネット2/15大会で<<「在特会」ら差別暴力集団を厳しく糾弾し、議会と行政ぐるみで厳正対処を進める特別決議>>

5月：サイトク荒巻・西村らがロート製薬脅迫で逮捕。←●サイトクへの「甘やかし」が一定終わる

- 6月：●**尼ヶ崎**市議会本会議場にザイトク襲撃・「市民派市長・議員」ら誰1人として制止せず意図的傍観！
（徳島協組事件などで）ザイトク西村に合計3年6ヶ月の実刑判決。ブレノも有罪。
- 12月：衆院選：●**民主党政権終了→第2次アベ政権始まる。**
ネットウヨ・ヘイトウヨを自民党が積極利用。維新も。

- 2013年：3月：●**ザイトク娘の女子中学生が鶴橋で「鶴橋大虐殺を！」と叫ぶ事件！**
★**門真市議会答弁で「住民の安全と尊厳を守る行政責務」の概念が確立された！**
- 4月：中曾千鶴子（おつる）が徳島県教組襲撃事件でようやく起訴。
- 6月：新宿区新大久保でのヘイトスピーチデモで、ザイトクの桜井誠初逮捕、他若干名逮捕！
しかし、反ザイトク行動に不当な逮捕弾圧も！ ◆「しばき隊」結成され大活躍！
◆6月、山形県が「県立生涯学習センター」の「在特会山形支部」への使用許可を取り消した。
（★全国初の使用取り消し！）
- 9月：★「**のりこえねっと**」設立。門真市で「反ヘイト人権問題の所管」が人権政策課と確定された。
- 10月：京都朝鮮学校襲撃への京都地裁判決：街宣は人種差別と認定し1200万円の賠償命令！
- 11月：▲大阪府教育長の中原がザイトク中曾千鶴子司会での講演会を計画！戸田の摘発で実施寸前で中止させた！（維新とザイトクとの癒着関係が露呈）

- 2014年：戸田主催で「**2/21 反ザイトク施策門真市研修会**」（★**全国初のザイトク問題自治体研修会！**）
- ◆**大阪市生野区の住民運動から「ヘイトスピーチ禁止条例の制定」運動が始まる！**
- 3月：茨木市が3月議会で「ヘイトスピーチは許されない。ヘイト団体には人権マニュアルに基づいて施設貸し出しを対処する」と答弁。
▲門真市で「ザイトク川東による施設使用申請」に許可対応する過ちが発生！（法律部門・弁護士の見識）
戸田らと行政内良識派の協働で巻き返し不許可に！（「2度と過ちを繰り返さない体制」が出来た）
- 6月：愛知県安城市が6月議会で「ヘイトスピーチは許されない。ヘイト団体には施設を貸さない」と答弁。
- 全国でザイトクが公共施設を使って「捏造！従軍慰安婦展」を開催。**
- 7月：★**京都朝鮮学校襲撃への京都高裁判決：朝鮮学校と民族教育の意味にも触れる画期的な進歩的勝利判決！**
▲**堺・生駒・高槻で、ザイトクの「従軍慰安婦は捏造だ展」に易々と施設使用許可の愚！←反対運動活性化**
★**御堂筋「7/20 仲良くしようぜパレード」に昨年2倍半の1500人が大結集！**
★**戸田主催で門真市で「ザイトクに公共施設を使わせない論理と倫理 ～7/26 前田朗先生講演集会」**
70人超（8市13議員1職員、取材2社）で大盛況。翌日、門真市が前田先生を講師に全部署職員に研修
※共産党議員や支持者が一部地域で反ヘイト運動に参加し始めたのはこのあたりから、と記憶する。
- 12月：衆院選：自公が圧勝し2/3議席越え**
（功労者の一翼がネットウヨ・ヘイトウヨ！）
★**豊中市が12月議会で「ヘイトスピーチは許されない。ヘイト団体には施設を貸さない。知らずに使用許可出した場合は取り消す」と答弁。**

- 2015年：★**連帯ユニオン議員ネット2/6大会で「自治体行政に反ヘイト施策を取らせていく特別決議」！**
「反ヘイト議員・候補者ネット」も発足！
4月：統一地方選（門真市も）
- =====

【2:「ヘイトスピーチ解消法」が生まれた2016年以降の動き】

- 2016年：ヘイトデモに対するカウンター運動や社会の批判認識が急激に高まった。★**反ヘイト新時代始まる！**
- 1月：★**大阪市の会「ヘイトスピーチ対処条例」が可決。**（住民運動+橋下の思惑）
- 4月：◆**徳島県教組襲撃事件で人種差別認定・賠償金倍増の高松高裁判決下る！**この厳罰に、なかや・おつる・荒巻ら犯行ザイトク10名が涙目！
- 5月6月：川崎市で反ヘイト運動が大衆的・超党派的に盛り上がり、「ヘイトスピーチ解消法」国会審議・可決
★**6/5川崎ヘイトデモ10mで中止に追い込む！** ★**「ヘイトスピーチ解消法」施行**
- 7月：★**大阪市の会「ヘイトスピーチ対処条例」施行**
●**東京都知事選でファシスト小池百合子が圧勝当選（「都民ファースト」、ヘイト政策）**
★**戸田主催で門真市で「8/26ヘイトスピーチ解消法と自治体の責務を考える講演研修会」開催**

(総勢49人。他市議員数名ほか、自民・公明・共産の門真市議員も)
「沖縄ヘイト」が拡大一方。●大阪府警機動隊の若造が沖縄県民に「シナ人!」「土人!」と差別ヘイト発言!
この隊員は沖縄現地でザイトク荒巻らと仲良し!

2017年: ●森友疑惑・加計疑惑・山口レイプ逮捕握り潰し事件・閣僚不正等々、ふつうなら1つだけでも内閣退陣のスキ
ャンダル続出! アベ政権は証拠隠しや改竄・居直り・マスコミ操作・ウヨ動員・批判者攻撃で居直り、
●「日本社会のヘイト化」が進んだ。著名人達がテレビでヘイトデマや差別攻撃煽動を公言
「ニュース女子」など極右デマ放送テレビ、沖縄ヘイト増大
五輪・万博を掲げつつヘイトデモ容認・カウンター敵視警備をし、「ヘイトスピーチ解消法」の無効化策動
7月: 都議選: 小池の「都民ファースト」圧勝。アベ自民大敗(「こんな人達」事件)
9月突然の衆院解散→10/22 衆院選挙で大勝して極右政治をさらに進めた。
10月: 衆院選: アベ政権大勝。改憲勢力さらに増大。(功労者の一翼がネトウヨ・ヘイトウヨ!)

★一方で、反アベ・反ヘイトの街頭行動や自治体での地域運動も強まる。

- ・川崎市で全国初の「ヘイト勢力に公的施設を使わせない事前規制のガイドライン」作成・施行!
(全国で最も大衆的・超党派的・広範な支持・首長行政が前向き)
- ・大阪市でヘイトスピーチ対策条例の実行化を進める運動が進展
- ・京都府・京都市で人種差別撤廃条例制定や反ヘイトでの公的施設事前規制ガイドライン制定に前進!
- ・神戸市・兵庫県、札幌市などいくつかの自治体で同様の動きが進んでいる

2018年: 1月: ●大阪広域生コンクリート協同組合が瀬戸らヘイトウヨに資金機材提供・大動員して連帯労組攻撃開始!
≪全国のヘイトウヨ(+国家権力)≫Vs ≪連帯関生型労働運動+カウンター勢力≫の総力戦
2月: ▲名護市長選で基地推進派当選。「沖縄ヘイト・デマ」の影響大。ヘイト勢力歓喜

=====

【3:ヘイトスピーチ解消法や大阪市条例に対する戸田の見解】(2016年5月6日)

≪「ヘイトスピーチ解消法成立」を見つめて(1)≫(抜粋紹介)

- 1:「話の前提」として、5/24 衆議院本会議で可決成立した(略称)「ヘイトスピーチ解消法」は、
- ・日本で初めて「外国籍住民の人権保護(監視ではなく!)の目的を持った法律」という意味において画期的な前進であり、自公提案ゆえの「数々の不十分点・危惧点」があるが、それをかなり補う厳密な「付帯決議」が参衆両院で付けられ、かつ、その実施が全国の反ヘイト運動の揺るぎない増強傾向によって担保されている事において「安心できる不可逆的な1歩」である。
 - ・「自公の思惑」等々「種々の思惑事情」があっても、この法律を成立せしめた基軸と主体は「反ヘイト街頭運動(カウンター)の圧倒的な継続拡大と有田参院議員ら断固たる反ヘイト国会議員との結合パワー」である。
 - ・「多民族共同の、多様で広範な民衆の、街頭闘争と国会闘争、文化運動のアメーバ的展開」によって勝ち取られた「人々の(とりわけ在日民衆の)魂を震わす画期的な勝利」である。

~~~~~

3:【戸田の反省~「国会の運動力学」への無知】

- 1) 戸田はつい20日ほど前まで「ヘイトスピーチ抑止の法律が成立する事などあり得ない」、と堅く信じていた。  
その理由はいたって簡単で、「極右アベ政権と今の国会議席状況では出来るはずがない」、「アベ政権が打倒されて  
り  
ベラル政権になってからでないと無理」、というものである。  
この考え自体は「極めてまっとうな常識論」だし、自治体議員であれば誰もそう考えるはずだ。
- 2) しかし「国会の運動力学」は、「自治体議会の力学」とは全く違っていた。  
「自治体議会では絶対に起こり得ない事が国会では起こる」事が、今回現実には起こったし、これまでも(良かれ悪しかれ)何十回も起こっている。  
「それぞれの政治志向を持ったそれぞれの政党の議席数だけでは決まらない」要素が、自治体議会と全く比較にならないほど多く、かつ入り組んで流動するのが国会だ。  
(中略)そこに密接していない自治体議員たる戸田には、そういう「国会の運動力学」を把握する事が出来なかった。  
(今後もほとんど出来ないだろうが、今回の事で状況想定幅が広がった)

3) 戸田は「新法が無くてもヘイト規制は可能」、「自治体行政でヘイト規制すべし」という考えであり、この事自体は全く正しい。

現に門真市では「住民の安全と尊厳を守る行政責務」を確立して「ザイトクヘイトに施設を使わせない」施策を実行させてきた。

戸田は「自治体での規制」と「反ヘイト法制定要求運動」を「車の両輪」としつつも、後者については「リベラル政権に変わらない限り不可能な事」と認識してきた。

「カウンター運動」については「反ヘイトの陣形・世論拡大に極めて有益」と捉え、「この圧力があれば自治体行政を変えられるはず」、と考えた。

しかし実際は、その自治体に「ヘイトを心底憎悪して積極的に闘い、行政を領導しうる議員」がいない限り、カウンター圧力を高くしても自治体行政は変えられなかった。

(唯一反ヘイト的条例を生み出した大阪市の例があるが、問題は多い～後述)

4:【「附帯決議は役に立たない」論の欠落点～「遵守させる担保」の件】

(中略)

4) しかし今回の「ヘイトスピーチ解消法」の附帯決議の場合は全く違う。

附帯決議の内容自体が法文の欠落部分をかなり厳密に埋め合わせているだけでなく、何よりも「ヘイト問題が非日常的な政治課題ではなく、全国各地で日常生活を脅かす日常問題である」、「それ故、反ヘイト運動が全国的に揺るぎなく増強を続けており、減退しない」

「法施行後直ちに、附帯決議内容の実践が『次の獲得目標』となって運動が続く」のであから、「社会の規制力・担保力」が継続し拡大していく事が確実に見込め、従ってこの附帯決議が空文化される事は起こり得ない。

「問題」は「附帯決議を遵守実行させる規定力を持てるか否か」にこそある。

5:【「自公に取り込まれた」論的な非主体的な誹謗について】

(中略)

・・・また、自公の中で「今のヘイトデモは余りにも酷い」と感じる国会議員が数多くいるからこそ超党派で「厳格な附帯事項」が成立出来た。・・・心底、「人道的に許せない」という「良識派」も少なからずいる事は、有田議員の報告などでも明らかであり、それは「反ヘイト運動に活用すべき事柄」である。

▲「左翼」や「リベラル」の中で、主体性に自信が無い人や反ヘイト運動の現場で闘って来なかった人、ヘイト被害者の激甚な痛みに向き合って来なかった人達が、自分らの「見識」を盾にして、そういった非主体的で非建設的な非難をしているに過ぎない。

6:【こんな凄い国会議員はいない！ウヨ猛攻撃と闘い続ける参院民進党の有田議員】

(略)

7:【共産党国会議員の「意外な反ヘイト運動貢献」について驚く】

(中略)

3) しかしその後、特に首都圏では少し様相が変わったようで、共産党の若い女性国会議員などが、少数ながら反ヘイトの街頭運動にも参加するようになったようだ。(2014年あたりから？不正確な部分あったらご指摘下さい)

これは当然、共産党中央の承認許可を受けての事であるはずだし、

こちらへんから共産党の反ヘイト運動への関わりが「なだらかに一部改善」されていったのだろう。

4) そして今般、参院選に向けた「反アベ4野党共闘」と「反ヘイト共同行動」がしっかりリンクされて、かつ後述の「刑訴法改悪」や「部落差別解消推進法」への評価では(民進党ほか)全面的対立しても、反ヘイト共闘は崩さないという、「非常に大人の対応をしている」事は、「大きな様変わり」である。これは素直に肯定的に評価すべき事だと思う。(批判するのは共闘破壊行為をした時のみ)

・・・ただし、「共産党は事態が流動化した時は必ず『権力の風紀委員』を買って出る、本質的に反革命秩序派の体質を持つ党派である」、・・・という認識は、戸田は片時も忘れない。その上で「課題ごと共闘」を行なう。

8:【「ヘイト解消法は刑訴法改悪と抱き合わせだ」論による誹謗について】

(略)

9:【今後自治体行政がやるべき事～大阪市条例の根本欠陥を越える条例制定を！】

(中略)

「日本で唯一制定されている大阪市のヘイト対策条例」を模倣する事であってはならない。

(たぶん「気の利いた自治体」のほとんどは大阪市条例の模倣に走るだろうか)

~~~~~  
◀「ヘイトスピーチ解消法成立」を見つめて(2)▶ (抜粋紹介)

1:★【すぐに6月議会！自治体に反ヘイト前進させる重大ポイントを伝授】

1) ヘイト云々以前にまずは「住民の安全と尊厳を守るのは行政の責務だ」と、当局に答弁させるべし！

「イエスとしか答えられない質問の仕方です」、「具体的な事を当局の答弁で語らせる」ように！

・・・当局答弁のみで宣伝資料に使えるように！

「議員ご指摘の通りです」という答弁ではなくて、「市としても住民の安全と尊厳を守る事は行政の重要な責務であると認識しております」と答弁させるように！

2) それから先の具体的な質問事項としては、以下の通り。

(今先走って「大阪市のようなヘイト対処条例を制定すべきでないか？」と問うよりも、「反ヘイト施策を行なう土台の認識や体制の形成」を図るべし)

3:▲【大阪市ヘイト条例～2つの当初功績と絶対的欠陥。まねしちゃいけない！】

1) 「2つの当初功績」とは、「反ヘイトの住民が反ヘイト条例制定を求める署名活動をした事によって出来た」、「ヘイトスピーチという問題の存在」をマスコミが大きく取り上げ社会啓発したこと。

それを橋下市長が人気取りに利用して、議員達もほぼ異議無しで制定した。

2) しかしこの条例自体は致命的欠陥を持つダメ条例である。

ア:■「ヘイトか否か」を判定するのは「審議会」であって、行政は「審議会丸投げ」となり、行政職員自身は「何がヘイトか」の判断も出来ず、ヘイトへの怒りも感じず、今でさえ無きに等しくなっている「人権行政の気概」がさらに消滅するだけ！・・・条例制定後の大阪市行政の実態を見よ！

イ:その「審議会の先生方」と言えば、反ヘイトで頑張った人間など誰もおらず、「口先だけ有識者」がなるだけ。

それにさえ右派議員が「この人物は別の場所で外国人参政権に賛同的な発言をしたから不的確だ」と文句を付け、

事務局が「いえ、その会合では何も発言してませんから問題ありません」と「かぼう」始末！

ウ:そもそも「反ヘイトにしっかりした知見を持つ有識者」など全国で十数名程度しかいない現状で、全国の自治体でそういう有識者を確保出来るはずがない。

・・・・結果、反ヘイトを回避してきた「専門家」に頼むしかなくなる。

エ:■「ヘイト行動に好きなだけ施設を使用させた後、『被害の訴え』があれば、それを審査会にかけて判定する」という仕組みで、「ヘイト行動の抑止」には全くなりません！！

■「被害者」が実名住所を出し、「記録証拠」も自分で収集して出して訴えないといけない。

行政は何もせず、「被害者」に立証責任を負わすもの！

オ:「ヘイト加害者が受ける罰」は、「団体名・個人名を公表される」事だけ！！

これ、川東「自己顕示欲ヘイト」にとっては「痛くも痒くも無く」、逆に「名誉な宣伝」になって大喜びするだけ！！・・・ヘイト抑止効果無し！

~~~~~  
4:◆【真に実効ある反ヘイト条例】をつくるためには】

1) ■条例の根本に「住民の安全と尊厳を守る事が行政の責務である」という認識宣言を置くこと。

全てはこの責務認識から始めないとイケない。

2) 使用申し込みがされた段階で、ヘイトの団体個人であるか否か、使用不許可にすべきかどうかを行政自身が判断する仕組みにする。

▲「審議会方式」は採らないこと！「ヘイト行為をさせない」仕組みにすること！

3) 「ヘイトの団体個人の実態」や「ヘイト行動の実態」について、行政が情報収集や調査を行なう＝判行政が断能力を身につける事を行政に義務づける規定を作る。

4) 市民からの通報があったら速やかに調査し判断する事を義務づける。

5) 「ヘイト行動をさせないために」、「警察ほか関係機関への報告や協力要請、情報交換をする」事を行政に義務づける規定を作る。

6) 全ての対応において「記録をしっかり作る」事を行政に義務づける。

7) 施設管理の民間団体職員も含めてた全ての職員に（施設管理職員や窓口職員だけでなく学校教育や生涯学習、保育幼稚園関係職員も、人事、企画、議会職員も）ヘイト問題での知見向上の職員研修の「最低年1回の実施」を義務づける。

## 【4:「自治体議員」という存在とヘイト問題】

- 【テーゼ1】 議員は「行政の場に常駐して行政を監視・領導する、民衆の代弁者・護民官」たるべし。  
「住民の安全と尊厳を守る責務」＝反ヘイトの責務を行政にも議員達にも課していくべし。
- 【テーゼ2】 たった1人でも「断固たる反ヘイトの議員」がいれば、自治体行政に反ヘイト人権施策を取らせていく事が可能だし、その自治体でのヘイト勢力増大・ヘイト議員発生をかなりの程度押さえられる。
- 【テーゼ3】 ヘイト議員が発生すると、「断固たる反ヘイトの議員」が断固たる戦いをしない限り、行政の右傾化・排外主義化・弱者やマイノリティ差別化がかなりの程度可能になってしまう。
- 【テーゼ4】 ヘイト議員が発生すると、その自治体でのヘイト勢力の増大・他からの呼び寄せを招き、かつ他自治体でのヘイト議員発生が強力な援軍となっていく。  
そうなっていくと、「普通程度のリベラル議員」では萎縮して全く闘えなくなってしまう。
- 【テーゼ5】 ヘイト議員を発生させないためには、反ヘイトの議員と住民が、地元のヘイト人材に対して「名指して断固たる批判や調査追及」を行なって、住民・他の議員・行政への警告啓発を重ね、「ヘイト人材を絶対に議員なんかにはさせない地域陣形」を作っていく事が必須である。  
それを怠れば、リベラル派議員の方が票を奪われて落選させられてしまう。
- 【テーゼ6】 ヘイト議員を発生させないためには、他の議員がヘイト勢力と連携協力したりヘイト的言動を取った場合に、それら議員を「議会でも自分の通信やネット発信でも名指して断固として批判追及していく」事が絶対に必要である。  
それを怠れば、リベラル派議員の方が票を奪われて落選させられてしまう。
- 【テーゼ7】 ヘイト議員が発生してしまった場合は、その議会の良識ある議員たる者は、そのヘイト議員に対して「名指して徹底的な批判と調査追及」を行なって、「一刻も早く議員の座から追い落とすための攻勢」や「次の選挙では絶対に当選させないための攻勢」を行なう事を「住民に対する自らの責務」とすべし。  
それを怠れば、リベラル派議員の方が票を奪われて落選させられてしまう。

### 《たった1人の反ヘイトの議員でも自治体行政に反ヘイト人権施策を取らせていけるメカニズム》

- ポイントは、①「住民の安全と尊厳を守る事は行政としての責務である」事を明文や議会答弁で認証させる。  
② 教育委員会も含めた「全庁」の中での「ヘイト問題所管部署」を決めさせて責任と継続性を持たせる。  
③ 「行政と議会の現場に常駐する者」としての立場を最大限に活用して行政への点検・啓発、他の議員への啓発を続ける。

### 《たった1人のヘイトの議員でも自治体行政を右傾化させていけるメカニズム》

- ① 行政職員の持つ「無難主義」・「産経などのマスコミや右翼的世論に叩かれたくない保身主義」
- ② 「このヘイト議員に逆らったらネトウヨや右翼に攻撃される！」という行政側・職員個人の恐怖感
- ③ 「ムチャな極右主張でも議会答弁で全否定的対応はしにくい」という意識、「議員に対する遠慮意識」  
→「とんでもないアホ主張をする議員でも『議員様』扱い」→論議の軸がどんどん右に寄っていく。

## 【5:ヘイト連中が選挙に出る事による巨大な害悪】

- 1:「選挙の自由」を悪用して、街頭で、ネットで、紙公報やピラで、ヘイト宣伝・煽動を好き勝手にやる事を、今の法秩序では許してしまっている。(本来は「ヘイトスピーチ解消法」その他に基づいて規制できるのに!)  
▲現状では連中のヘイトスピーチを批判する側が「選挙の自由妨害」として弾圧されてしまう状態。
- 2:その結果、広範な(ネット伝達で選挙区だけに限らない)範囲の住民達に排外主義デマ・ヘイト煽動宣伝が擦り込まれたり、「堂々と公衆の前で言ってよい事柄」との誤った認識が広がったりして、「地域社会のヘイト化」、「自治体行政のヘイト化」、「自治体議会のヘイト化」を進行させる。  
▲「憎悪に満ちた単純な主張」は、閉塞状況にある人々の心に深く浸透する。ナチス宣伝のように!
- 3:「選挙は気分高揚するお祭り」であり、「緊張感あふれる勝負」でもあって、「選挙の準備」、「選挙本番」という具体的作業への支持者やボランティアの募集・発掘・結集・共同の運動体験、という事を通じて、地域社会に「恒常的に作動するヘイトの人脈・動員力」を生み出してしまう。
- 4:札付きのヘイトで在特会会長の「桜井誠」が、「ヘイトスピーチ解消法」施行直後の2016年7月の東京都知事選にあえて出馬して、選挙宣伝の中でヘイトスピーチ・デマ宣伝をやりまくった(テレビで政見放送もされた!)事例は、まさに「ヘイトスピーチ解消法体制に対する挑発・挑戦」だった。  
※しかも「桜井誠が都知事にふさわしい」として約11万4,000もの票が桜井に投じられた!
- 5:2017年11月の「葛飾区議会補欠選挙」では、在特会直系の「日本第一党」推薦で、極悪ヘイト常習者の「鈴木信行」が「1人だけ当選の補欠選挙」で楽々トップで当選した!「ヘイト活動家が首都の区議になってしまった」!(これは「元々の右派議員がどんどんヘイト化してヘイト議員になった」よりもさらに悪い!)
- 6:■「選挙運動においても、ヘイトスピーチ(差別の煽動や差別デマ、マイノリティに対する攻撃煽動)は許されない」、とする法運営に切り替えさせる運動、訴訟等が必要!

## 【6:選挙に出た札付きヘイト達(の一部)】

### 川東大了:枚方市在住(統一地方選)

「ヘイト宣伝のための選挙出馬」・「市議選で外国人生活保護デマ宣伝」をやった「先駆者」  
2011年枚方市議選出馬、2015年枚方市議選出馬。今までカウンター宣伝無し  
→2019年枚方市議選も出馬必至。

### 中曾千鶴子:兵庫県川西市在住

「議員への出世欲」旺盛。維新や「日本のこころの党」など右派政党と懇意。  
「拉致被害者救出運動の川西市での代表」、箕面市の教会でのオルガン奏者等々の立場も持つ  
2010年10月川西市議選出馬、2014年川西市議選出馬。戸田がカウンター宣伝  
→2018年10月川西市議選も出馬必至。

▲中曾千鶴子の選挙応援を行なった箕面市の右翼議員など

### 桜井誠:東京都住 2016年7月の東京都知事選に出馬し、11万4000票獲得

激しいカウンター宣伝。

### なかや良子:元は大阪市在住だが、どこにでも行ける

2016年4月の大東市議選に出馬し落選。戸田や野間氏らカウンターが激しいカウンター宣伝。  
出世欲旺盛なので、今後もどこかで選挙出馬する可能性大

### 獅子座なお:大阪府阪南市在住

2017年9月の阪南市議選に出馬し落選。主としてネットでカウンター宣伝。

鈴木信行；東京在住：2017年11月の「葛飾区議会補欠選挙」で当選！

柿花道明：吹田市在住（統一地方選） 「チーム関西」など

2011年4月の吹田市議選に「吹田維新の会」を名乗って出馬し、ブッチぎりのトップ当選！11,443票  
吹田市の反戦平和運動を妨害する行動をいろいろやったが、2015年市議選で落選。

※選挙時も議員在職中も柿花へのカウンター運動皆無

宝塚市で

箕面市で

高槻市で

国会議員の足立やすし(維新：茨木市など大阪9区)

国会議員の杉田水脈(中国比例区)

ほか、時間切れで書けなかった

=====

## 【7:今後 2018 年に行なわれる選挙(関西)】

3月：兵庫県洲本市長選挙・市議選、大阪府河南町長選挙、京都府議会議員補欠選挙、

4月：@京都府知事選挙、@奈良県御所市議会議員選挙、和歌山県高野町長選挙、  
@大阪府泉南市長選挙、@豊中市長選挙、  
奈良県宇陀市長選挙・市議選、大阪府河内長野市議会議員選挙、  
@兵庫県西宮市長選挙、京都府井手町議会議員選挙、@南丹市長選挙、  
@兵庫県加東市長選挙、たつの市議会議員選挙、神河町議会議員選挙、  
兵庫県佐用町議会議員選挙、

5月：@大阪府泉佐野市議会議員選挙、奈良県三郷町長選挙、兵庫県稲美町長選挙

6月：@兵庫県加古川市長選挙・市議選、播磨町長選挙、

7月：京都府宮津市長選挙、和歌山県かつらぎ町議会議員選挙、

8月：京都府綾部市議会議員選挙、

9月：@兵庫県高砂市議会議員選挙、 @大阪府松原市議会議員選挙、

10月：京都府大山崎町議会議員選挙、@@兵庫県川西市長選挙・市議選、@加東市議会議員選挙、

11月：京都府伊根町議会議員選挙、

12月：京都府大山崎町長選挙、舞鶴市議会議員選挙、  
@兵庫県尼崎市長選挙、和歌山県知事選挙、

2019年1月

2月

3月